

～水道料金・下水道使用料の消費税率等改定に関する経過措置について～

水道料金・下水道使用料の消費税率等は、今回の改定により、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の料金から10%となりますが、以下のような経過措置が適用されます。

水道料金

※既に下水道を使用いただいている場合の下水道使用料についても同様の経過措置が適用されます。

隔月(2か月に1度)検針の場合

- 偶数月検針地域のお客様：令和元年11・12月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和 元年						2年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
10月検針分 (消費税率等8%)				水道ご利用期間 ○				
12月検針分 (消費税率等10%)					水道ご利用期間	○		

- 奇数月検針地域のお客様：令和元年12・(令和2年)1月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和 元年						2年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
11月検針分 (消費税率等8%)				水道ご利用期間 ○				
令和2年1月検針分 (消費税率等10%)						水道ご利用期間	○	

毎月検針の場合

- 令和元年11月検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和 元年						2年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
10月検針分 (消費税率等8%)				水道ご利用期間 ○				
11月検針分 (消費税率等10%)					水道ご利用期間	○		

10月以降開栓の場合

- 偶数月検針、奇数月検針及び毎月検針いずれの場合でも開栓月分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和元年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月分以降 (消費税率等10%)				開栓 ○	水道ご利用期間	○	

お問い合わせ：
上下水道部 お客様センター
TEL: 0743-79-2800

下水道使用料

現在、水道と併せて既に下水道を使用いただいている場合は、下水道使用料についても水道料金と同様の経過措置が適用されます。

ただし、令和元年9月30日までに水道の利用を開始され、同年10月1日以降に下水道の使用を開始された場合、10月以後最初に請求させていただく料金の消費税率等は水道料金8%、下水道使用料10%となり、一回の請求料金内で異なる税率の適用を行う場合がありますのでご了承ください。

下水道のみ10月以降開始の場合

- 下水道開始以降の初回検針分の料金から10%が適用されます。

検針月	令和 元年						2年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
11月検針分水道料金 (消費税率等8%)					検針			
					水道ご利用期間			
11月検針分下水道使用料 (消費税率等10%)				下水道開始	検針			
				下水道ご使用期間				

お問い合わせ先:

上下水道部 下水道課

Tel: 0743-74-1111 内線523・524